

自転車運転者講習に関する事務処理要領の制定について（通達）

〔最終改正 令和5.6.30 例規交企第19号〕  
〔京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

自動車等の運転者等に対する講習等実施規則（昭和61年京都府公安委員会規則第7号。以下「講習実施規則」という。）に基づき、みだしの要領を下記のように定め、平成28年1月1日から実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

記

自転車運転者講習に関する事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、講習実施規則その他別に定めるもののほか、自転車運転者講習の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 自転車運転者講習 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第16号に規定する講習をいう。
- (2) 受講命令 法第108条の3の5第2項の規定による命令をいう。
- (3) 危険行為 法第108条の3の5第2項に規定する自転車危険行為をいう。
- (4) 危険行為登録 危険行為に関する情報を警察庁及び都道府県警察で共有するため、危険行為の内容を警察庁のデータベースに登録することをいう。
- (5) 調査書類 交通切符制度実施要綱の制定について（昭和44.1.1：4京交指第1号、4京交企第1号、4京免許第1号）の例規通達第1の1の(1)に規定する道路交通法違反事件処理用の共用書式（以下「交通切符」という。）その他の報告書類の写しのほか、受講命令の手続に関する書類をいう。
- (6) 警察署等 警察署、機動警ら課、鉄道警察隊、交通機動隊及び高速道路交通警察隊をいう。
- (7) 警察署長等 警察署等の長をいう。

第2 危険行為登録票の作成等

1 危険行為登録票の作成

- (1) 警察署長等は、自転車の運転者による違反行為の検挙について報告を受けたときは、当該違反行為が送致不相当と認めるもの又は明らかに危険行為が認められないもの（交通切符に係る事案については、罪名が危険行為に該当しないもの）である場合を除き、自転車危険行為登録票（別記様式第1号。以下「危険行為登録票」という。）の作成を行うものとする。
- (2) 警察署長等は、所属の交通警察の事務に従事する職員のうちから危険行為登録票作成責任者を指名し、危険行為登録票の作成に関する事務を行わせるものとする。
- (3) 警察署等に危険行為登録票作成・審査状況一覧（別記様式第2号。以下「審査状況一覧」という。）を備え付け、危険行為登録票作成責任者は、危険行為登録票の

作成に関する事務を行う都度、審査状況一覧に所要の事項を記載するものとする。

## 2 危険行為登録票の審査及び送付

- (1) 警察署長等は、所属の警部以上の階級にある警察官のうちから危険行為登録票審査責任者を指名し、危険行為登録票の審査及び審査が終了した危険行為登録票の送付に関する事務を行わせるものとする。
- (2) 危険行為登録票審査責任者は、危険行為登録票の記載事項が正確かつ明瞭に記載されているかどうかを審査し、必要に応じて危険行為登録票作成責任者に修正を行わせる等所要の措置を講じるとともに、その結果を危険行為登録票作成・審査状況一覧に記載するものとする。
- (3) 危険行為登録票審査責任者は、前記第2の2の(2)の審査が終了した危険行為登録票に当該危険行為登録に係る事案の事実の証明に必要な調査書類を添付して、交通企画課長に送付するものとする。
- (4) 危険行為登録票を交通企画課長に送付する期限は、次に掲げる区分に応じてそれぞれに定めるとおりとし、調査書類の作成をすることができない理由があるときは、その旨を連絡の上、作成後速やかに追送するものとする。
  - ア 交通切符を適用した違反 危険行為を検挙したときから2週間以内
  - イ 人身事故等に係る違反 危険行為を認知したときから30日以内（ひき逃げ等で危険行為を行った者が判明しないもの、事実認定に時間を要しているもの等特殊なものを除く。）

## 第3 危険行為登録

### 1 危険行為登録審査官の指名

交通企画課長は、所属の警部以上の階級にある警察官のうちから危険行為登録審査官を指名し、送付を受けた危険行為登録票の審査並びに危険行為及び受講命令に関する登録の事務を行わせるものとする。

### 2 危険行為登録審査補助官の指名

交通指導課長及び交通捜査課長は、所属の警部補以上の階級にある警察官のうちから危険行為登録審査補助官を指名し、危険行為登録票の審査に係る危険行為登録審査官との連携に当たらせるものとする。

### 3 危険行為登録票の審査

- (1) 危険行為登録審査官は、危険行為登録票に係る違反行為の事実認定が適正に行われ、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについての審査を、危険行為登録審査補助官と連携の上、行うものとする。
- (2) 危険行為登録審査官は、前記第3の3の(1)の審査の結果、危険行為登録票の記載事項に誤りがなく、事実の証明が十分であると認めるときは、危険行為登録を行うものとする。この場合において、危険行為登録審査官は、次に掲げる事案（以下「事実不存在等事案」という。）については、危険行為登録を行わないことに留意すること。
  - ア 違反事実が不存在であると認める事案
  - イ 違反事実の誤認があると認める事案
  - ウ 交通事故に関して危険行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ

、当該交通事故の具体的事情においてその者に結果予見及び結果回避を期待することが不可能又は困難であったと認められる事案

(3) 危険行為登録審査官は、危険行為登録を行った件数等を、毎月1回、自転車危険行為登録報告（別記様式第3号）により交通企画課長に報告するものとする。

#### 4 登録抹消

危険行為登録審査官は、危険行為登録をした事案について事後に事実不存在等事案であることが判明したときは、当該事案に係る危険行為登録を抹消するものとする。

#### 5 事実不存在等事案及び登録抹消事案の報告

危険行為登録審査官は、事実不存在等事案と認定した事案又は危険行為登録を抹消した事案があるときは、当該事案に係る危険行為登録票にその理由を付記した上で、個別に交通企画課長に報告するものとする。

### 第4 受講命令

#### 1 受講命令に係る手続

(1) 交通企画課長は、危険行為を反復してした者に対し、受講命令をする必要があると認めるときは、その者が行った危険行為に関する調査書類を確認し、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に基づき当該者に弁明の機会の付与した上で、受講命令を決定するものとする。

(2) 交通企画課長は、受講命令の理由となる危険行為が京都府以外の区域でされたものである場合は、当該区域を管轄する都道府県警察に対して、自転車関係書類送付依頼書（別記様式第4号）により当該危険行為に関する調査書類の送付を求めるものとする。

(3) 交通企画課長は、他の都道府県警察から危険行為に関する調査書類の送付を求められたときは、自転車関係書類送付票（別記様式第5号）に当該調査書類を添付して送付するものとする。

(4) 受講命令は、危険行為を反復してした者が更に自転車を運転することが、道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる場合に命じるものであるため、将来にわたって自転車を運転することができなくなったような者に対しては、行わないものとする。

#### 2 受講命令の際の留意事項

(1) 自転車運転者講習受講命令書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第22の11の4。以下「受講命令書」という。）の交付は、あらかじめ口頭で命令の理由を告げてから行うものとし、その際、受講命令を受けるべき者（以下「被命令者」という。）から、命令の理由について誤りがある旨の申立てがされたときは、当該申立ての内容に応じ、次の措置をとるものとする。

##### ア 申立てが過去の危険行為の不存在を理由とするものである場合の措置

当該過去の危険行為に関する調査書類によって被命令者による行為であることを確認した後に受講命令書を交付するものとする。

##### イ 申立てが過去の危険行為の発生日又は違反名の誤りに関するものである場合の措置

当該被命令者から過去の危険行為の発生日又は違反名について、具体的内

容の陳述があり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、受講命令書の交付を保留し、当該過去の危険行為に関する調査書類によって事実を再確認した後、受講命令書を交付するものとする。

ウ 申立てが危険行為の不起訴又は無罪を理由とするものである場合の措置

当該申立ての内容に相当の理由があり、危険行為登録の内容に事実誤認のおそれが認められる場合に限り、受講命令書の交付を保留し、改めて調査書類を審査するものとする。

(2) 受講命令書の受講の期間の始期及び終期並びに交付年月日の記載は、当該受講命令書の交付時に行うものとする。

### 3 受講命令書を交付できない場合の措置

交通企画課長は、被命令者の所在が不明である場合、法令により身体を拘束されている場合等受講命令書を交付することができない場合は、交付することが可能となるまでの間、作成した受講命令書を保管するものとし、この場合の当該受講命令書を保管する期間は、受講命令を決定した日から3年とする。

### 4 受講命令の登録

交通企画課長は、受講命令書を交付した日に受講命令登録（受講命令の内容に関する情報を警察庁のデータベースに登録することをいう。）を行うものとする。ただし、受講命令書の交付を依頼した場合は、交付をした旨の通知書を受けた日に行うものとする。

## 第5 講習の実施等

### 1 実施計画

交通企画課長は、自転車運転者講習の実施計画の策定に当たっては、その目的が自転車の運転による交通の危険を防止するため受講者に自身の運転行動を気付かせた上でその変容を促すこと等であることを踏まえ、次の事項に配慮するものとする。

(1) 受講者の行動特性に応じた教育内容とすること。

(2) 受講者に学習シートの作成及び発表を行わせること等により、受講者自身に事故の要因及び危険性並びに自身の運転行動の改善点を考えさせる内容とすること。

(3) 講習実施規則別表第9の4の自転車運転者講習の講習科目及び講習時間に関する基準に従い、受講者が理解しやすい順序とすること。

### 2 受講申請書の受理

交通企画課長は、被命令者から自転車運転者講習受講申請書（京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号）別記様式第18号の12の4。以下「申請書」という。）が提出されたときは、当該被命令者が受講命令を受けた者であることを運転免許証、健康保険証、学生証等により確認し、記載事項並びに所定額の手数料が納付されているかどうかについて点検の上、受理するものとする。

### 3 講習終了証書の交付等

交通企画課長は、自転車運転者講習を終了した者に対して自転車運転者講習終了証書（講習実施規則別記様式第21の4。以下「講習終了証書」という。）を交付するときは、その副本を保管するものとし、講習実施規則第62条の17第2項に規定する講習終了証書の再交付の申請があったときは、保管している副本に基づき講習終了証書を

再作成の上、当該講習終了証書の右上部に「再」と朱書きして再交付するものとする。

#### 4 講習終了者の登録

交通企画課長は、受講命令を受けた被命令者が講習を終了したときは、受講済登録（受講命令の結果に関する内容を警察庁のデータベースに登録することをいう。）を行うものとする。

#### 5 受講命令に従わない被命令者への対応

(1) 交通企画課長は、被命令者が受講命令を受けたにもかかわらず定められた期間内に受講しなかった場合は、被命令者に当該期間が終了した旨を連絡するとともに、受講しなかった理由を確認するものとする。

(2) 交通企画課長は、受講命令を受けた被命令者が受講しなかった理由が真にやむを得ないものであると認められる場合は、当該理由を確認した日から起算して当該理由が存した期間と同程度の期間を定め、当該期間内の受講を促すものとする。

(3) 交通企画課長は、受講しなかった理由が真にやむを得ないものであると認められない場合又は前記第5の5の(2)の期間に受講しなかった場合であっても、自転車運転者講習を受講させる趣旨が運転行動の危険性を改善するためのものであることを踏まえ、更に受講を促すものとする。

(4) 前記第5の5の(3)の規定により受講を促してもなお受講命令を受けた被命令者が受講しない場合は、受講命令違反として取り扱うものとする。

### 第6 受講命令違反に対する措置

#### 1 受講命令違反の通報

交通企画課長は、受講命令違反と認める者について、自転車運転者講習受講命令違反事案容疑事実通報書（別記様式第6号）により、受講命令直前の危険行為に係る違反を検挙した警察署長等に対し、通報するものとする。

#### 2 受講命令違反容疑事案の捜査

前記第6の1の通報を受けた警察署長等は、交通指導課長と連携の上、速やかに必要な調査を実施し、受講命令違反の事実が明らかになったときは、必要な捜査を行うものとする。

#### 3 受講命令違反事件送致の通報

警察署長等は、前記第6の2の捜査の結果、受講命令違反事件として送致した場合は、事件処理結果通報書（別記様式第7号）により交通企画課長に通報するものとする。

#### 4 命令違反検挙登録

前記第6の3の通報を受けた交通企画課長は、速やかに命令違反検挙登録（受講命令に違反した者の検挙に関する内容を警察庁のデータベースに登録することをいう。）を行うものとする。

### 第7 調査書類の保存期間

危険行為に関する調査書類の保存期間は、係争中であるものを除き、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間とする。

(1) 受講命令書を交付した事案に関するもの 当該受講命令書に記載された受講すべ

き期間が満了した日から4年

(2) 前記第7の(1)に掲げるもの以外のもの 危険行為のあった日から4年

#### 第8 専決

警察署長等は、前記第6の3の規定による受講命令違反事件送致の通報の事務について、危険行為登録票審査責任者に専決させることができるものとする。

#### 第9 経過措置

この例規通達の実施の際現に従前の規定により作成された危険行為登録票及び当該危険行為登録票に基づき行われた危険行為登録は、それぞれこの例規通達の規定により作成された危険行為登録票及び当該危険行為登録票に基づき行われた危険行為登録とみなす。

別記

様式第 1 号

自転車危険行為登録票

警察署等 記入欄	危険行為 をした者	生年月日	年 月 日
		氏名	
		免許証番号	
	危険行為	事件番号	
		発生日時	年 月 日 時 分頃
		違反名	
	警察署等 意見	登録	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
		理由	

危険行為登録 審査補助官 記入欄 (交通指導課) (交通捜査課)	受理日		年 月 日
	審査結果	<input type="checkbox"/> 登録可 <input type="checkbox"/> 右の理由により登録不可	<input type="checkbox"/> 違反事実が存在である。 <input type="checkbox"/> 違反事実の誤認がある。 <input type="checkbox"/> 交通事故に関して危険行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の具体的事情においてその者に結果予見及び結果回避を期待することが不可能又は困難であったと認められる。 <input type="checkbox"/> その他 ( )

危険行為登録 審査官記入欄 (交通企画課)	受理日		年 月 日	
	登録の有無	有 ・ 無	登録年月日	年 月 日
	危険行為登録の抹消年月日		年 月 日	

備考	
----	--

様式第2号

自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧

番号	違反者氏名	違反年月日	報告書受理日	票作成の有無	担当者	審査結果
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印
		年 月 日	年 月 日	有 ・ 無	印	印

注 審査の結果、取扱いが適正である場合は、危険行為登録票審査責任者は審査結果欄に押印する以外、記載を要しない。



様式第 3 号

交通企画課長 殿		年 月 日	
		危険行為登録審査官 ⑩	
自転車危険行為登録報告 危険行為登録について、下記のとおり報告します。 記			
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
危険行為登録件数	事実不存在等事案件数	再調査下命	
備 考			

様式第 4 号

殿

年 月 日

京都府警察本部交通部交通企画課長

自転車関係書類送付依頼書

下記の者に対する自転車運転者講習の受講命令のため、下記の危険行為に関する調査書類が必要であることから送付願います。

記

住 所	
フリガナ 氏 名	( 年 月 日生)
自 転 車 危険行為	違反名： ( 年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
備 考	

様式第 5 号

殿

年 月 日

京都府警察本部交通部交通企画課長

自転車関係書類送付票

依頼のあった下記の者の危険行為に関する調査書類について送付します。

記

住 所	
フリガナ 氏 名	( 年 月 日生)
自 転 車 危険行為	違反名 : ( 年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
備 考	

年 月 末日 廃棄

殿

第 号  
年 月 日  
交通企画課長

自転車運転者講習受講命令違反事案容疑事実通報書

下記のとおり受講命令違反容疑事案と認めたので通報します。

記

対 象 者	住 所	通報番号
	氏 名	
	生年月日 年 月 日	
対象となった 違反	1 違反名、日時場所等	
	2 違反名、日時場所等	
参考事項		

(担当 )

様式第7号

年 月 末日 廃棄

交通企画課長 殿

第 号  
年 月 日  
長

事件処理結果通報書

事 件 名	自転車運転者講習受講命令違反		
送 致 年 月 日	年 月 日	検察庁	
被 疑 者	本籍又は国籍 住 所 氏 名  ( 年 月 日生)		
検 挙 年 月 日	年 月 日		
事 案 の 概 要			
参 考 事 項			

(担当 )